

道州制の議論の座標軸について

道州制ビジョン懇談会委員 金子 仁洋

2007(平成19)年8月23日

はじめに

八〇年の挫折の歴史

出発点と同じだったフランスは先行した

道州制の出発点・経過・日本とフランスの成功と挫折

- 1 出発点
- 2 敗戦直後
- 3 ブロックを含めた国の地方行政推進
- 4 教訓

二〇世紀の地ならし

- 1 目覚め
- 2 対策

民主的手法で国是を地方分権に定める

中央と地方を対等平等にする憲法解釈を確立した

基礎自治体強化に踏み込む

地方分権一括法でウラ支配の鎖を解く

小泉三位一体の改革と地方の参加

本懇談会の提言事項を決める前に検討を要する諸項目(議論の座標軸)

実行が前提か 今まで通りのビジョン提示でいいか

実現は全国一斉だが過渡段階は民意の進捗状況に合わせる必要があるか

- 1 早急に全国一せいの号令をかけるには絶対権力を要するがいいか
- 2 民意の熟しを待つなら、全国一せい実施の時をはかることになるか
民意が全国一斉になるまで先進地域には足踏みをさせるか
先行地域を認め、いっせい実現の時をはかるか、

過渡段階において国がしなければならないことは

- 1 イメージ提示はいるか
- 2 地方権に関する憲法と現行法制の整合性をはかることは
- 3 現行都道府県と基礎自治体の役割分担を明確にして実施することは

- 4 国は、国・地方の役割分担を早急に決定、基本法を創るか
分担の原則をどうするか
決定への参画はどうか
ア 地方六団体の意見具申（地方自治法二六三条の三）
イ 道州制特区推進本部の参与として参画（道州制特別区域推進法
29条による道州制特別区域推進本部令《政令12号》）
実行の方法をどうするか
ア 小泉三位一体の改革の継承
イ 地方分の事務事業を国から移行させる時期をどうするか
- 5 国から地方分の事務事業を移管する場合の受け皿
基礎自治体
特定広域団体
準特定広域団体の性格を持つ国の機関（地方庁）

道州制特区推進法の不明確な点を明確にする

- 1 法文
(定義)
(基本理念)
(国及び特定広域団体の努力義務)
(政令への委任)
- 2 早急に解決を要することは
問題一 「その区域に含む」の削除を含む趣旨の明文化
問題二 現行都府県の共同執行機関と特定広域団体の接点
問題三 右の問題も、できるだけ政令に委任するか

この後にくるステップ